第２　関税定率法施行令の一部改正
１　個人使用貨物の課税価格決定の特例の廃止に伴う規定の整備を行う。（第一条の五、第一条の十三関係）
２　石油化学製品製造用揮発油、灯油及び軽油について、改正前の暫定税率を基本税率として規定し、暫定税率を廃止することに伴う規定の整備を行う。（第五十七条～第六十一条、第七十二条の二、第七十二条の三関係）
３　学校教育法に規定する専修学校の専門課程の在籍者の呼称が「生徒」から「学生」に改正されたことに伴う規定の整備を行う。（第十八条関係）
第３　関税暫定措置法施行令の一部改正
１　石油化学製品製造用揮発油、灯油及び軽油について、改正前の暫定税率を基本税率として規定し、暫定税率を廃止することに伴う規定の整備を行う。（第五条、第六条、第三十二条、第三十三条関係）
２　特別緊急関税制度に関し、輸入数量の算出方法について、適用年度の更新に伴う所要の規定の整備を行う。（第十四条関係）
第４　国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正
不当廉売関税の迂回防止制度の創設に伴う規定の整備を行う。（第二条関係）
第５　関税割当制度に関する政令の一部改正
関税割当制度の適用を受ける物品につき令和八年度の関税割当数量を規定する。（別表関係）
第６　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運営する電子情報処理組織を使用して行うことができる業務を追加する。（第一条、別表関係）
第７　不当廉売関税に関する政令の一部改正
１　題名を「不当廉売関税等に関する政令」に改める。（題名関係）
２　不当廉売関税の迂回防止制度の創設に伴う規定の整備を行う。（第一条～第五条、第七条～第十六条の二、第十八条～第二十条関係）
第８　沖縄振興特別措置法施行令の一部改正
保税蔵置場等の業務に係る手順及び体制に関する事項を規定した規則の策定の義務付けに伴う規定の整備を行う。（第十六条、第二十条関係）
第９　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部改正
不当廉売関税の迂回防止制度の創設に伴う規定の整備を行う。（第七条関係）
第10　経済産業省組織令の一部改正
不当廉売関税の迂回防止制度の創設に伴う規定の整備を行う。（第五十二条関係）
第11　その他所要の規定の整備を行う。
第12　施行期日
この政令は、別段の定めがある場合を除き、令和八年四月一日から施行する。（附則第一条関係）

◇国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令の一部を改正する政令（政令第八十六号）（財務省）
１　国際関係の緊急時に、ロシアを原産地とする関税定率法別表に掲げる物品に対して、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Ａの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定による関税についての便益を与えない措置について、適用期限を一年延長する。（本則の表関係）
２　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（政令第八十七号）（文部科学省）
１　学級編制の標準に関する経過措置
令和八年度における一学級の生徒の数の標準を四十人とする学年は、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の第二学年及び第三学年並びに義務教育学校の第八学年及び第九学年とする。（第一条関係）
２　教職員定数の標準に関する経過措置
令和八年度における公立義務教育諸学校の教職員定数の標準に関する経過措置を定める。（第三条関係）
３　その他関係政令の規定について所要の読替えを行う。（第二条、第四条関係）
４　施行期日
この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第八十八号）（文部科学省）
１　高等学校等就学支援金の支給限度額の見直し
支給対象高等学校等の区分に応じて定める高等学校等就学支援金の支給限度額を改定する。（第二条関係）
２　施行期日等
⑴　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）
⑵　その他所要の改正を行う。

◇土地改良法施行令の一部を改正する政令（政令第八十九号）（農林水産省）
１　国の補助の割合の適用期間の延長
時限措置として認められている避難解除等区域等において行われる土地改良事業に要する費用に対する国の補助の割合の特例の適用期間を令和十二年度まで延長する。（原始附則第六条第一項関係）
２　施行期日
この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（政令第九十号）（厚生労働省）
１　名称等の表示又は通知の対象となる物の範囲の変更
譲渡又は提供時にその名称等を表示しなければならない物の範囲を、国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があるものと令和七年三月三十一日までに区分された物等とする。（本則関係）
２　施行期日等
⑴　この政令は、令和十年四月一日から施行する。（附則第一項関係）
⑵　１による改正後の労働安全衛生法施行令第十八条第二号及び第三号に掲げる物（改正前に掲げられていた物を除く。）であって、施行期日において現に存するものについては、令和十一年三月三十一日までの間は、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は、適用しない。（附則第二項関係）

◇サイバー通信情報監理委員会事務局組織令（政令第九十一号）（内閣官房）
１　サイバー通信情報監理委員会の事務局（以下単に「事務局」という。）に、次長一人を置き、その所掌事務を定める。（第一条関係）
２　事務局に、公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置き、その所掌事務を定める。（第二条関係）
３　事務局に、総務課、通信情報取得監理課及び調査課の三課を置き、それらの所掌事務を定める。（第三条～第六条関係）
４　この政令は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。（附則関係）

◇重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第九十二号）（内閣官房）
１　関係政令の整備
関係政令について所要の規定の整備を行う。（第一条～第六条関係）
２　施行期日
この政令は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。（附則関係）